

児童養護施設の自立支援におけるむすびつき創出のための課題

——ナラティブ・アプローチとの関連から——

高橋菜穂子

1. はじめに

社会福祉における支援の展開をめぐって、従来、その関心の多くは制度や政策の動向に注がれてきた。しかし近年、そのようなマクロな視点ではとらえきれない臨床や、具体的実践のありかたを、当事者の視点から明らかにしようとするアプローチが台頭している。このような動向は、医療現場、あるいは福祉現場におけるナラティブ・モデルの登場に影響を受けていると考えられる。ナラティブとは、広義の言語によって語る行為と語られたものをさし（やまだ, 2007）、实在概念から関係概念へと向かう大きな認識論的転回に基づくものである。野口(2005)は、福祉の実践を基礎づける理論モデルの変遷をたどり、ナラティブ・モデルが、従来、社会において自明視されてきた「問題」の实在そのものを疑うという点において、これまでの福祉のあり方を根本的に変革するモデルであると述べる。さらに、ナラティブ・モデルに基づく、福祉実践の目標も、個人の適応や社会の改良から、新たな言語と意味の創造へと転回するであろうと指摘している。「問題」の原因を明らかにし、そこへ専門家が専門的技能を駆使して手立てを加えることによって、事態の改善を目指そうという、従来の福祉実践の枠組みに対して、新たに、「問題」がいかに社会行為の中で形作られてきたか、そして我々がそれをどのように意味づけてきたかに関心が注がれるようになっているのである。これは、福祉の実践は、政策や制度の展開からトップダウン的に論じられるだけでは十分に理解できず、福祉実践の具体的展開における、当事者の相互行為や語りに目を向ける必要があるという認識が広がっていることに起因するであろう。

このような動きと関連し、児童養護の支援実践をめぐっても、近年、その実践を論じるにあたって、大きな転換が求められている。施設に入所している子どもの「問題」、あるいはその家族の「問題」をみる視点そのものが根本的に揺らぐなか、どのように子どもを支援してすべきなのか？その答えは、児童養護の当事者としての子ども、あるいは最も身近な存在として子どもとかかわる職員の視点へ近づくことからしか明らかにできないのではないだろうか。児童養護の現場で起こる具体的実践の中から、子どもの生きる世界や、他者との関係のあり方をとらえ、ともに支援のあり方を模索することが必要となっている。

本稿は、上記のような問題意識に立ち、児童養護における支援、特に、子どもの退所をめぐる支援の展開を、福祉政策の動向とともに概観し、その具体的実践の課題と展望をナラティブ・モデルとの関連で論じるものである。

2. 児童養護施設における自立支援

(1) 児童養護施設退所者をめぐる動向

児童養護施設に入所している子どもは、原則として18歳を超えると施設を退所しなければならない。しかし、施設を退所した後の、彼らへの支援は現行の法体制の中ではほとんど整備されておらず、児童養護施設を退所した後、多くの子どもは親からの支援もあてにできず、施設との関わりも途切れ、身寄りのない状況で社会に放り出されてしまう。厚生労働省・社会保障審議会・児童部会(2011)によれば、施設に入所している子どものうち、高校卒業後、大学等へ進学した子どもの割合は2010年で13%¹であり、高校を卒業し施

設を退所した後、多くの子どもは就職し自分で生計を立てながら暮らすことになる。しかし、高校卒業後に就職した児童養護施設退所者の離職率は、全国平均と比べても高い比率を示しており²、施設を退所した後に自宅に引きこもったり、仕事が長続きしないといった問題が多く指摘されている。2007年に行われた大阪の「若年不安定就労・不安定居住者聞き取り調査」では、調査対象となった20代から30代の不安定居住者76人のうち、10人が施設への入所経験があったことが明らかになっている（特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構, 2007）。妻木(2011)はこれに対して「ホームレス化する施設経験者」というショッキングな問題提起を行っている。

このような、施設経験者の、退所後の不安定な生活が徐々に問題視され始め、法整備を求める声が徐々に高まりつつある。そもそも、児童養護における自立支援の法的整備は、1997年の児童福祉法改正に伴い、社会的養護を担う施設の目的に「自立支援」が加えられ（児童福祉法第41条、44条）、「保護から自立支援へ」と児童福祉法の基本理念が転換したことに基づいている。これにより、これまでの「保護の対象としての子ども」というとらえ方から、「権利の当事者としての子ども」というとらえ方へと子ども観が転換している。さらにこの改正に関して、1998年に「児童養護施設等における児童福祉法の一部を改正する法律の施行における係る留意点について」という通知が出され、ここでは、児童養護施設の自立支援が「施設内において入所児童の自立に向けた指導を行うことその他、入所児童の家庭環境の調整や退所後も必要に応じて助言等を行うこと等を通じ、入所児童の家庭復帰や社会的自立を支援すること」と定義された。2005年度の児童福祉法の改正では、それまで各施設の努力義務として放任されてきた退所者へのアフターケアが児童養護施設の業務として位置づけられることになり、その法的保障の必要性は行政レベルでも認識されるに至っている。それに応じて自治体レベルでも退所者支援に向けた具体的な整備が行われつつある。2011年から京都市が新たに、退所後も施設職員が継続して子どもの見守り続けられるよう、非常勤職員を増員したり、居住費用の一部を負担するなど、退所後のサポートを強化する³ことなどからも、今まさに退所後の支援をめぐる取り組

みが始まりつつあることがうかがえる。

しかし、実際には法改正によって、退所後の支援を実施するための職員加配や経費補助といった、退所支援実施に必要な新たな措置が加えられたわけではなく、職員はこれまで通りの業務をこなしながら並行して退所者支援の業務をおこなっていかなければならない現状である。そのため、退所者のニーズに十分こたえることができず、退所者も困惑し、現場もジレンマを抱えている（伊藤, 2010）。

そのような状況のなか、施設を退所した当事者が主体となって居場所づくりや勉強会などの活動を行う当事者グループの活動が全国的に広まりつつあり、2006年には、児童養護施設で生活していた人達の孤立防止と施設で生活していた人達の声が養護や政策に活かされることを目指し、全国で初めて当事者参加型のNPO法人を立ち上げている。

（2）社会的養護出身者による当事者活動の発足

社会的養護の当事者は、施設の退所に際して、どのような支援を求めているのだろうか。その一端は、当事者の自助グループの発足に見て取ることが出来る。上述のように、2000年以降、社会的養護当事者による当事者活動は活発化している。代表的なものとしては、東京の当事者を中心とした当事者団体「日向ぼっこ」や、大阪の当事者を中心とした当事者団体「CVV（Children's Views and Voices）」の活動がある。活動の主なものとしては、相談事業、ニューズレターの発行、講演会、シンポジウム、研究会の開催等がある。また当事者団体の多くが活動の第一に「居場所活動」を挙げている（田中, 2010）。このことから、退所者にとって、社会における自分自身のよりどころ、他者とのあいのむすびつきが求められていることがうかがえる。

これらの当事者団体の運営目的は、児童養護施設退所者や、現在入所している子どもが、安心でき、つながりを実感できる場を作ること、さらに当事者の声を集め、行政や市民に発信し、問題を共有しながら福祉政策の改善を目指そうとすることにある。当事者活動が活発となり、そこで発せられた声が社会的養護に直接携わる人のみならず、社会的に幅広く受け止められることによって、社会的養護に関する制度の変革につながっていくことが求められる（内田, 2011）。施設経験者の声が、現在施設に入所している子どもたちの声と

往還的にむすびつくことによってこそ、施設の支援実践の改善が進むであろうと考えられるのである。

(3) 自立とは

施設の退所に伴い、身寄りのない状態で社会に出ていかなければならない多くの子どもたちにとって、退所後にどのような生活を送るかという将来への見立ては、施設に入所している間から切実な関心事であり大きな不安要素でもある。また、子どもたちを支援する側の施設でも「自立支援」として、子どもが施設を退所した後を見通した支援が重要な位置を占める。

しかし、現行法のなかには、「自立」についての明確な定義づけは行われておらず、諸概念が、体系的な整理がなされないまま、あいまいに重なり合って成立しているということが分かる。望月(2004)によれば、児童養護における自立とは、身辺自立、社会的自立、精神的自立の3層からなるものであり、栗山(2005)によれば、「身体・心理・精神・社会・経済・職業」的自立という諸側面の要因から構成されるものである。このことから分かるように、施設経験者にとっての自立とは、単に施設を退所し、就職することや、奨学金を得て進学することといった経済的な自立のみを指すような一面的なものではない。自立という言葉には単純化して示すことの難しい複雑な要件が絡み合っており、あいまいにとらえているだけでは、具体的な実践の指針とすることはできない。言葉のもつ意味それ自体を問い直していくことが必要である。

それと同時に、自立支援を施設におけるケアの中でいかに実現していくかが大きな問題となる。Proppら(2003)は、従来、自立という概念が社会的養護の文脈で用いられる時には、子どもが他を頼らず自分の力で生活を成り立たせることを意味していたため、いったん施設を退所した後に子どもが職員を頼ってくるのが、子どもにも職員にもネガティブにとらえられてしまう傾向があったと述べ、それに代わる新たな概念として「間－自立(interdependence)」を提唱している。ここでは、他者の力を借りつつ自立に向かうまでのプロセスが想定されており、そこでの子どもへのエンパワメントが重視される。田中(2010)は、社会的養護の退所者が自立に向かうためには、安定した自分の居場所の保証が前提となると述べ、村井(2002)は、退所者が、これまでの人間関係や生活環境から離れ、新しい課題

にチャレンジしようとするとき、失敗したり、不安になることがあっても無条件に自分を受け入れてくれる場所を必要とすると述べる。退所者の自立を支えるためには、退所者が新しい生活環境の中で居場所の獲得することを支えるとともに、帰ってくるができる場所として、いわば自分を受け入れてくれる「ふるさと」のような場として施設を機能させていくことも重要である。

山縣(2009)は、児童養護施設における退所支援が、大きくリービングケアとアフターケアという二つの特性を備えていると述べる。リービングケアとは、「退所準備のためのケア」と訳される概念であり、子どもへの日常的支援の上に、主には施設退所後の社会的自立を前提に生活拠点の変化を視野に入れ、それに特化した援助の視点や方法を強調するものである。それに対してアフターケアとは、施設を退所した後の相談や援助を指す概念である。

そのように考えると、「自立」とは単に施設を出る時点を指すものではなく、施設を出た後、退所者が真に心理的・社会的な安定を築くことができることを指すものであり、「自立支援」とはそのような状態へと向かうプロセスを支えることであると考えられる。

しかし、前述のように、退所後の子どもへの支援は、必要な人員の加配や資源の確保が十分に達成されておらず、個々の職員による、日常業務の合間を縫った、私的な取り組みに委ねられてきた。よって、これらの支援については、取組の体系化と、施設の機能としての整備が求められている。

3. 福祉の実践とナラティブ・モデル

児童養護施設の自立支援をめぐっては、従来その関心の多くは制度や政策の動向に向けられ、日常における具体的実践への関心は少なかった。しかし近年、児童養護施設における実践動向として、アセスメントに基づく自立支援計画の作成と実践と、社会構成主義に基づくナラティブ・モデルに代表される当事者の語りを尊重した実践という二つの方向性を見出すことができる(林, 2004)。従来は、子どもの「問題」や家族の「問題」に焦点をあて、客観的指標を用いてそれらを測定し、問題改善に向けた実践を、制度や政策の枠組みから行おうとするアプローチが一般的であった。し

かし、新たなアプローチとして、「問題」の实在そのものを問い、当事者の視点に寄り添い、彼らの意味づけから実践の質を変容させていこうとする、ナラティブ・アプローチが台頭している。ナラティブ的なものの見方は、自然科学パラダイムに代表される論理実証モードと区別され（ブルーナー、1998/1986）、種々の複雑な文脈の中で、人と人との関係性を通じて、人が己の体験をどのように意味づけているのかをとらえようとする。こういったアプローチはソーシャルワークの専門性においても抜本的な変容をもたらしている。野口（2002）は、ソーシャルワークの専門性において、ナラティブ・アプローチが乗り越えようとする三つの前提として、「内在化」、「専門知」、「客観主義」をあげ、さらに新しい専門性として「外在化」、「無知の姿勢」、「リフレクティング・チーム」を挙げている。このようなアプローチを児童養護の現場での実践に照らし合わせると、第一に、「問題」の原因を、子どもや家族の内部に求めることはできないという認識に立つことができる。そして、「問題」が様々な文脈や関係性のなかでいかに構成されるかという点に焦点をあてることで、他者との相互行為の中で、子どもがいかに自分の生きる世界や、自分の「問題」を意味づけているのかということに近づこうとする。また、子どもや職員が生きる世界を、当事者である彼ら以上に知っている人はいないという認識に立ち、支援実践の展開においても、福祉政策によって枠組みをあらかじめ用意するのではなく、当事者の自由な語りを通じて生きる世界を共有し、そこから彼らを理解し、支援のありかたを模索するという方向を目指す。そして、研究者、あるいは専門的な立場の職員であっても、中立的な立場から子どもとかかわるのではなく子どもの生きる文脈に寄り添い、相互的なかわり続ける中で、ともによりよい実践へと向かおうとするのである。

児童養護施設に入所している子ども達に対しても、その生い立ちや家庭の不全を「問題」ととらえ、さらにそこから影響を受けた子どものさまざまな行動を「問題行動」ととらえ、その「問題」に対して「専門家」としての職員や研究者がかかわるという視点を脱し、「問題」を「問題に染まった物語」としてとらえ、当事者の語りを共有する中から支援を展開していくという新しい実践へと向かうことができるのである。そ

れらの実践は、法律や制度からトップダウン的に論じられるものではなく、当事者の具体的な実践を通して実現されるものである。そして、この観点に立てば、自立支援とは、単にアセスメントを通して計画を立てるということにとどまらず、子どもの人生をともにとらえ直し、退所後、子どもがどのように生きるのか、当事者の語りを尊重しながらともに作り出す実践そのものであると理解することができるであろう。

4. 児童養護施設職員の語り

(1) 児童養護施設職員とは

社会において、施設経験者や、児童養護の当事者への関心が高まり、福祉領域全体で、専門性における新しいアプローチが展開される中、児童養護の実践も変容を迫られている。

その実践において当事者となるのは、児童養護施設に入所している子どもにとって最も身近な存在であり、入所から退所するまでを通して、日常的に彼らの支援にあたる児童養護施設の職員である。児童養護施設において、子どもへの日常的支援を行うのは、保育士や児童指導員に代表される直接ケア職員である（山縣、2005）。現行の児童福祉施設最低基準第42条では、児童指導員及び保育士の総数は、満三歳未満の幼児に対して二人につき一人以上、満三歳以上の幼児四人につき一人以上、少年六人につき一人以上とすると定められ、限られた人員で子どもへの支援にあたっている。児童福祉施設において行われる職員の業務は、レジデンシャルワークと呼ばれ、これは、すべての子どもに共通した成長の支援に加え、子どもが施設で生活しているに伴う固有の業務として、家族再統合に向けた取り組みや、自立支援といった役割を含むものである（山縣、2005）。

伊藤（2007）は、児童養護施設に求められるレジデンシャルワーク機能として、「養育・保護機能」「教育的機能」「治療的機能」「家族援助機能」「地域支援機能」「自立支援機能」をあげている。ここでは、子どもへの保護・養育などの直接的支援に加え、親子関係の調節、地域との関係作りといった子どもを取り巻くシステムへの働きかけや、退所後を見通した自立への支援が含まれていることが重要である。児童養護施設に入所している子どもの約9割に両親または片親が存在す

る(全国社会福祉協議会, 2009)という状況の中で、子どもたちは、なぜ自分が家族と離れて施設に入所しなければならないのか十分に納得しがたいまま親と離れて生活することを余儀なくされている(楢原・藤澤, 2009)。そのような子どもの複雑な心情に対する配慮や、親子双方に働きかけ親子関係を調節していくような、家族への支援機能が必要である。さらに、これまで述べたように、子どもが施設を退所した後に、どのように社会に出て生きていくのかということを見通し、日常的実践を担っていく必要がある。

(2) 職員の語りをとらえる研究

上記のように、多重の実践を担っている児童養護施設の職員に対して、彼らの実践へのまなざしを、彼らの語りの中から明らかにしようとする研究はこれまでほとんど見られなかった。児童養護の支援を具体的実践のなかから論じるためには彼らの声を掬い上げるようなアプローチが求められている。

高橋(2011)では、1名の児童養護施設職員(A先生、女性、インタビュー実施時57歳、勤続年数10年)へのインタビューデータの詳細な検討から、児童養護の現場における支援の当事者の視点をとらえ、彼らの実践の意味づけを明らかにしている。ここでは、児童養護施設における日常的な支援の実践は、施設に入所する前の子どもの生い立ちや、育った家庭、そして施設を退所した後に子どもが身を置く社会との連関の中で展開されているという職員の実践へのまなざしが明らかにされている。

以下では、高橋(2011)のなかで、自立支援にかかわる語りを一部抜出し、支援の当事者の語りの中から、自立支援に対するまなざしを提示したい。

自立支援は従来、退所前から独居生活を視野に入れた生活援助や、社会的自立を目的とした退所後のアフターケアを意味する場合が多く、その対象は中高生に限定される傾向にあった。しかし子どもの退所後の生活を安定したものにしていくためには、むしろ日常的ケアの積み重ねの方が重要となる(林, 2004)。職員の実践は以下の語りに象徴されるように、日常的実践のなかから、退所後を見通し、退所後の生活を安定させようとするものであった。

私たちの見てる視線は、もう、18で出てからしか見てないんです。そこから逆算して、やってるんです。

ここで語られる「逆算の子育て」とはどのようなものなのだろうか。ここでは、以下の語りに見られるような支援がそれにあたると考えられる。

だから、縦。縦割りの、あの、育て方。その指導を、職員に指示するようになったんです。それを言葉落としていかならんのです。こういうことをしたら、それは、どこから出てんや。これは小学校の時に。うん。小学校の時にちゃんとこういうことをしとかへんかったから、それが出てんや。じゃあ、小学校の時にそれができひんかったのは、どこからきてんや、幼児からや。幼児からできてないからやん。

まず、それぞれの子どもが退所するときに身に付けておくべき課題を設定し、そこから順に、各年齢に応じた課題を「落として」いく。そして、それをもとに、その時その時に身につけられるべきことを子どもに指導するという。これは、「縦割りの育て方」と語られるように、子どもの発達軸に対する一貫したパースペクティブをもとに行われるものである。

さらに、以下でA先生は、退所後を見通した際、必要な実践を「キャッチボール」という印象的な言葉を用いて語っている。

私はね、その、(子どもが)18(歳)で出て行ったら、変な言い方やけど、世間に、キャッチボールをしたいんです、世間が、受け止めてほしいんです。この、施設の子どもたちを。その、受け止めてもらうためにいい球を放りますよ。その時に、肩すかしを食わない、世間であってほしいんです。

児童養護施設退所者は、退所を機に身寄りのない状態で社会に放り出され、フォローの少ない状態で自ら生計を立て、自活していかなければならない。まさに暗中模索ともいえるような状況の中で、従来の自立支援政策、制度の枠ではとらえることのできない「むすびつき」を求めている。そのような「むすびつき」を作り出すために、施設では、社会資源をつなぎ、人的ネットワークを駆使し、さらに、施設における日常実践では子どもに必要なスキルを身に付けさせるための支援を行う。そして、子どもが施設を退所した後は、

社会と施設とのむすびつきのなかで子どもを見守っていきいたいというまなざしが浮かび上がる。子どもは施設と社会を往還するようなダイナミクスの中で育ち、ここでは、このような往還プロセスが自立の過程であると考えられていると考えられる。

(3) 必要とされるむすびつきとは

児童養護施設に入所する子どもに対して、退所を見据えた支援を展開していくためには、これまで見てきたように、施設に入所している期間からリービングケアを行っていくことが必要である。それは、高橋(2011)の語りの事例では、「逆算の子育て」、「縦割りの育て方」といった言葉で語られたものである。退所後を見据え、施設に入所している期間から行われる実践として、筆者は特にナラティブ・モデルの影響を受けた、ライフストーリーワーク(Ryan & Walker, 2007; Chamis, 2002)や「ことばと絵」のプロセス(ターネル・エセックス, 2008/2006)のようなアプローチが不可欠であると考えられる。これらはもともとイギリスで社会的養護を受ける子どもたちのために開発された支援プログラムであり、自分の生い立ちをストーリーとして構成し直すプロセスを通して、子どもの成育歴や家族にまつわる事情を整理し、受け止めていくための具体的過程が示されている。こういったナラティブ・モデルに基づく支援実践を、日本の児童養護の実践に取り入れようとする研究もみられる(楢原, 2009 など)。施設を退所した後、新たなむすびつきを生み出していくためには、こういった過去の生い立ちのとらえ直しの実践が不可欠である。なぜなら、過去の体験や、自らの生い立ちは、現在の自己に影響を与えるだけでなく、施設を出て、他者との新たな関係性へと向かおうとするときや、未来の自分を志向するときにも、一貫して影響を与え続けるものであるからである。

さらに、児童養護施設を退所した後、さまざまな社会資源を活用し、社会の中に居場所を見出していく過程を支援することももちろん重要である。これは、個々の職員や子どもの努力のみで成り立つものではなく、さまざまな社会資源や人的ネットワークとの連関の中で達成されるものである。こういったむすびつきの創出こそ、退所支援においては重要となる。こういったむすびつきは、マニュアル化されたり、固定化したつな

がりではなく、個々の実践において柔軟にむすびつくアクティブなものであるだろう。なぜなら、子どもの生きる世界や家族との関係性はそれぞれ全く異なり、一概に論じることとはできないからである。村瀬(1995)は、対人援助場面において「つなぐ」という実践を重視するが、「つなぐ」とは単に社会空間的要素をネットワーク化していくことにとどまらず、子ども達が本来に求めていることとそれを助ける手だてとをつないでいくことなど、多彩で統合的なアプローチを要するものであると述べている。ここでも、退所をめぐる、むすびつきの創出は、よりアクティブで柔軟な実践としてとらえていく必要があることが指摘できよう。よって、退所をめぐる支援では、切断されたライフ・ストーリーを紡ぎ直すことと、退所後の安心できる場を作り出すことという2つの層が必要であり、これらの支援の展開を、児童養護施設における支援の基軸に据える必要があると考える。

5. 今後の課題

本稿では、児童養護施設に入所している子どもへの、退所をめぐる支援に焦点をあて、特にナラティブ・アプローチを用いて論じていくことの必要性とその意義を概観した。前述のように、施設退所者への支援それ自体、法体制の整備を含めて試行錯誤の中で始まったばかりであり、具体的実践を扱った先行研究はほとんど見られない。自立支援をめぐる当事者の声はほとんど明らかにされてきていない。特に、施設の中で日々子どものかかわり、子どもの退所をめぐる奮闘しているであろう職員のまなざしを明らかにすることは、今後具体的な実践を問い直していくためには不可欠であろう。よって当事者の実践への意味づけから、そこで生じる迷いや葛藤を含め、そのあり方を明らかにしていくことが課題である。そのためには、当事者が自らの実践を意味づけていく過程そのものに寄り添うようなアプローチが必要である。本稿で扱ったナラティブ・アプローチは、物語が変化するプロセスに関心をもつ(やまだ, 2007)。退所者への支援をめぐる当事者の語りに継続的に寄り添い、語り手が自身の実践を意味づけるプロセスに着目し、これまで「自立支援」という抽象的な言葉で語られる中で捨象されてきた、退所

をめぐるさまざまな葛藤と、それをとりまく支援のアクチュアリティを、語りの中から明らかにしていくことが、今後の支援の実践の改善につながっていくであろう。さらに支援者の語りを、インタビュアーとの共同生成的なやりとりによって生みだされる生きもの(やまだ, 2007)として、社会の変動や当事者のおかれた状況の変化の中で刻一刻と変化するプロセスをも含むアクティブな行為としてとらえ、そのうえで、現場でおこなわれている支援のありかたに近づくことが必要であると考え。福祉政策や制度といったマクロな展開のなかでは見落とされるてしまいがちな、人と人との何気ないかわり、些細な出来事でも分かち合い、相談しあえる関係性、そしてその中から達成される支え合い、励まし合いに寄り添いながら、今後、支援のあり方を模索していきたいと考える。

引用文献

- ブルーナー, J., (1998). 可能世界の心理 (田中一彦, 訳). 東京: みすず書房. (Bruner, J. S. (1986). *Actual minds, possible worlds*. Cambridge: Harvard University Press).
- Chamis, J. (2002). *My life and Me*. London: British Association for Adoption and Fostering.
- 林浩康.(2004). 児童養護施設作の動向と自立支援・家族支援—自尊感情の回復と家族との協働. 東京: 中央法規出版.
- 伊藤嘉余子. (2007). 児童養護施設におけるレジデンシャルワーク—施設職員の職場環境とストレス. 東京: 明石書店.
- 伊藤嘉世子.(2010). 児童養護施設退所児童のアフターケアにおける施設と学校の連携—アフターケア実践事例からの考察—. 埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要 9, 51-60.
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局. (2009). 児童養護施設入所児童調査結果の概要.
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/07/h0722-2.html>
(情報取得 2011 年 3 月 1 日).
- 厚生労働省・社会保障審議会・児童部会(2011). 社会的養護の現状について
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.ht>
[ml#shingi18](http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.ht)
(情報取得 2011 年 3 月 30 日).
- 栗山隆.(2005). 施設養護と直接支援方法. 北川清一(編著). 児童福祉施設と実践方法—養護原理とソーシャルワーク. 東京: 中央法規出版.
- 京都新聞データベース 2010 年 02 月 02 日 付「京都市の取り組み」. (情報取得 2010 年 2 月 18 日)
- 望月彰.(2004). 自立支援の児童養護論—施設でくらす子どもの生活と権利. 京都: ミネルヴァ書房.
- 村井美紀.(2002). 「自立」と「自立支援」. 村井美紀・小林英義(編). 虐待を受けた子どもへの自立支援. 東京: 中央法規出版.
- 村瀬嘉代子.(1995). 子どもと大人の心の架け橋—心理療法の原則と過程. 東京: 金剛出版
- 植原真也.(2009). 児童養護施設におけるテリング・ライフストーリーワークの実態と課題—関係者 20 名を対象とした面接調査から. 子どもの虐待とネグレクト. 11, 1, 104-117.
- 植原真也, 藤澤陽子. (2009). 児童養護施設の子どもは施設入所をどのように捉えているのか. 臨床心理学, 9(2), 230-240.
- 野口裕二.(2005). ナラティブの臨床社会学. 東京: 勁草書房.
- Propp, J., Ortega, D. M., & Newheart, F.(2003). Independence or interdependence: Rethinking the transition from “Ward of the court” to Adulthood. *Families in Society*, 84, 2, 259-266.
- Ryan, T., Walker, R. (2007). *Life Story Work—A Practical Guide to Helping Children Understand Their Past*. London: British Association for Adoption and Fostering.
- 妻木進吾.(2011). 児童養護施設経験者の学校から職業への移行過程と職業生活. 西田芳正(編). 児童養護施設と社会的排除—家族依存社会の臨界. 大阪: 解放出版会.
- 高橋菜穂子. (2011). ある児童養護施設職員の語りの KJ 法による分析—テキストの重層化プロセスからとらえる実践へのまなざし. 京都大学大学院教育学研究科紀要. 57, 393-405.
- 田中禮子.(2010). 社会的養護の退所者が居場所に求めているもの. 吉備国際大学研究紀要. 第 20 号,

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 .(2007).「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査」報告書.

<http://www.npokama.org/research/netcafe2007/netcafe2007research.html>

(情報取得 2011 年 3 月 30 日) .

ターネル, A., エセックス, S., (2008). 児童虐待を認めない親への対応—リゾリューションズ・アプローチによる家族の再統合(井上薫・井上直美, 訳). 東京: 明石書店. (Turnell, A., and Essex, A. (2006). Working with 'denied' child abuse : the resolutions approach. Barkshire: Open University Press.)

内田龍史. (2011). 児童養護施設生活者／経験者のアイデンティティ問題. 西田芳正(編). 児童養護施設と社会的排除—家族依存社会の臨界. 大阪: 解放出版会.

やまだようこ.(2007). ナラティブ研究. やまだようこ (編). 質的心理学の方法—語りをきく (pp.206-222). 東京: 新曜社.

山縣文治. (2005). 児童養護の基礎概念. 山縣文治・林浩康(編). やわらかアカデミズム・〈わかる〉シリーズ よくわかる養護原理(pp.2-19). 京都: ミネルヴァ書房.

山縣文治. (2009). 自立支援とリービングケア. 東京都社会福祉協議会児童部会リービングケア委員会 (編). Leaving Care—児童養護施設職員のための自立支援ハンドブック. 東京: 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会児童部会リービングケア委員会.

全国社会福祉協議会(編). (2009). 子どもの育みの本質と実践—社会的養護を必要とする児童の発達・養護家庭におけるケアと自立支援の拡充のための調査研究事業. 東京: 社会福祉法人 全国社会福祉協議会.

全国児童養護施設協議会・調査研究部.(2006). 児童養護施設における子どもたちの自立支援の充実に向けて—平成 17 年度児童養護施設入所児童の進路に関する調査報告書
<http://www.foster-family.jp/data-room/yogo-shisetsu/200611%20H17yogo-shisetsu-shinro-chosa.pdf>

(情報取得 2011 年 3 月 30 日).

注

1 「大学等への進学」は、平成 22 年 5 月時点で、大学等（専修学校も含む）へ進学した子どもの数。これに対し、全国の高卒者の大学等進学率は 54%であり、施設出身者との大きな格差が問題視されている。

2 全国児童養護施設協議会・調査研究部(2006)「児童養護施設における子どもたちの自立支援の充実に向けて—平成 17 年度児童養護施設入所児童の進路に関する調査報告書」によれば、平成 16 年度に卒業した高卒児童（840 人）のうち、就職した児童は 631 人で、そのうち、平成 17 年度中に離職したものは 198 人で、全体の 31.4%を占める。

3 京都市の取り組みの抜粋。(2010 年 2 月 2 日付京都新聞より)

「京都市内では、8カ所の施設で毎年10人前後が退所する。退所後も施設職員が継続して見守りを続けられるよう、非常勤職員1人分の人件費を新たに補助するほか、退所児童の居住場所として施設が借り上げたアパートなどの家賃の一部（月額最大約3万円）を支援する。また、退所前から就労を促すため、臨時職員の人件費を補助する制度も設ける。厚生労働省によると、退所者の大半は就職せずに家庭に戻っており、就職して独立するケースは2割にとどまっている。市児童家庭課は「補助制度の新設で、退所者が自立して生活を送れるよう支援を強化したい」としている。(2010 年 02 月 02 日 12 時 30 分)」

(博士後期課程・日本学術振興会特別研究員)